

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第3回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和7年8月13日(水)

令和7年第3回東栄町議会臨時会会議録

招集年月日 令和7年8月13日(水) 開議 午後2時00分  
散会 午後3時26分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>7番 村本敏美</u>
<u>8番 加藤彰男</u>	

欠席議員 6番 西谷賢治

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	伊藤輝美
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

## 令和7年第3回東栄町議会臨時会議事日程

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第52号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 5 議案第54号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 6 議案第55号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 承認第 3号 東栄町表彰審査委員会委員の選任について

### ----- 開 会 -----

#### 議長（加藤彰男君）

それでは議事に先立ち一言ご挨拶申し上げます。始めに今回の大雨による被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さんとともに1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。今年には戦後80年。そして被爆80年という年を迎えています。8月6日の広島での平和祈念式典での松井市長、9日の長崎平和記念式典での鈴木市長の平和宣言では、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現の誓いが述べられました。そして、その中では、平和に向けて他者の立場を尊重する考え方の大切さや、対話と交流を重ね互いに理解し信頼を築いていくことの重要性も述べられてきました。私たちの町においても、今年度平和宣言の実現に向け、議会、行政が一体となって一層の平和の取り組みを進めていきたいと考えます。そして、お互いに対話と理解を重ね、平和で協働するまちづくりを進めていくこと、このことを改めて皆さんと一緒に確認したいと思います。以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

町長。

#### 町長（村上孝治）

すみません。今議長のご挨拶にありましたように、少し時間を頂いて、今の議長の挨拶の中にありましたように、2025年は被爆80年となるということでございます。現在、愛知県の中で54自治体の中で、市においては6自治体、町村においては3自治体、南知多町、私ども東栄町、豊根村さんが平和都市宣言をしていないという状況がありましたが、以前一般質問でもありましたように、今年度町政施行70周年を迎えるという事でありまして、現在70周年の節目に併せまして、平和な日常がいつまでも続くようにですね、今後核兵器の廃絶が実現する世界の恒久平和を願いまして、平和の町を宣言したいというふうに考え

ております。その70周年の式典の中でですね、執り行いたいと思って今計画しておるところでございますので、またその内容につきましては、決まった段階でしっかりまた議会にご報告させていただき、一緒になってですね、お願いをしたいというふうに思っております。それから8月15日は当然皆様方にご承知のように終戦を迎える日でありますので、私たちとしましても1分間の黙禱をし実施したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

それでは議事に入ります。

ただいまから、令和7年第3回東栄町議会臨時会を開会いたします。

なお、西谷賢治議員より療養のため欠席する旨の届がありましたので、これを受理しております。

ただいまの出席議員数は7名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により3番浅尾もと子議員、7番村本敏美議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

----- 議案第52号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第52号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。執行部の説明を求めます

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 52 号、損害賠償の額の決定及び和解について。提案理由につきましては、損害賠償の額を定め及び和解するため議会の議決が必要であるからであります。集会施設で発生した事故について次のとおり損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。事故の発生日ですけれども、令和 7 年 6 月 27 日。事故の発生場所につきましては、東栄町大字下田字市場 2 番地の市場集会所駐車場内。事故の内容につきましては、自動車が市場集会所駐車場に入り駐車場内の排水溝のグレーチングの上に乗った際、当該グレーチングが跳ね上がり車両の下部を損傷させてしまいました。損害賠償の相手方は記載の通りです。損害賠償の額は 11 万 3,971 円。和解条項としまして、町は相手方に対し 11 万 3,971 円を支払う。町及び相手方は本件に関し和解条項に定めるものの他、何ら債権債務の関係が存在しないことを相互に確認するとともに、今後本件事件に関する異議、請求の申し立てをしないものとする。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

一括してお尋ねいたします。今回の損害賠償の額の決定及び和解についてという議案ではですね、町の集会所の駐車場の排水溝のグレーチングの上に自動車が乗った際にグレーチングが跳ね上がり車両の下部を損傷させたものだといいます。そこで 6 点お尋ねいたします。1 点目、グレーチングの設置及び管理にどのような町の過失があったのか伺います。2 点目、どうすれば事故を回避することが出来たのか伺います。また町が設置管理する他の施設のうち同様の事故が起こりうる施設はあるか、あるとすれば事故を回避するため、どんな対策を講じるか伺います。3 点目、損害賠償額が 11 万 3,971 円ということですが、誰かどのようにこの賠償額を算定したのか、算定に係るプロセスをお伺いいたします。また、賠償の根拠となる町の条例や規則など、どのような基準を基にこの額を決めているかお伺いしたいと思います。4 点目は、11 万 3,971 円の費用の内訳をお伺いいたします。5 点目、本日上程される損害賠償請求、損害賠償の議案が 3 件、合計で 86 万 3,127 円ではありますが、町が相手方に支払うとの条項になっています。町の負担となるのか、保険給付等をこれに充てる場合には、その名称と金額をお伺いいたします。最後 6 点目です。議案には町及び相手方は今後本件事件に関する異議請求の申し立てをしないものとするがあります。相手方はこの賠償額に納得されてですね、町との和解に応じているものと考えてよいか。以上お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

まず1点目のご質問ですけれども、グレーチングは、集会所のグレーチングにつきましては、大変軽量のため浮き上がらないように連結部分は部品でつなぐ等の対策をしておりますけれども、ところどころ部品が外れており、車両が乗った勢いでグレーチングが跳ね上がってしまったため、今回車両の方に損害を負わせてしまいました。2番目のご質問ですけれども、こういった施設につきましては、同様の事件が起こりうる施設は承知しておりませんけれども、施設の定期的な点検が必要ではないかと考えております。3番目のご質問ですけれども、こちらは修理する業者に出していただきます見積りが賠償額のもととなります。町が加入している保険会社でその見積り等を査定し、妥当という判断がされれば支払いの手続きに入っていく事となります。また、4番目の費用の内訳ですけれども、こちらすべて部品代と、いわゆる工賃、修理費のみとなっております。5番目のご質問ですけれども、こちら町が加入している保険の給付で支払います。その保険の名称につきましては、全国町村会総合賠償保障保険となっております。金額については、議決を頂ければ全て保険の方で給付されることとなります。6番目のご質問ですけれども、相手は賠償額に納得にして和解に応じていると考えてよいかという事ですけれども、納得して頂いておると考えております。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、よろしいですか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、ありがとうございます。グレーチングのですね、今回事故が起きてしまったという事ですので点検が必要とのご答弁がありましたから、是非定期的に早急に点検を実施していただきたいと思っております。ご答弁頂いた中で3点目についてもう一度伺います。損害賠償の額の決定にあたっては事業者の見積りをもってそれを基に査定を受けて支払うという事ですので、修理をする必要というのは賠償に当たってあるのかないのか教えていただきたいと思っております。それからですね、6点目。被害を与えてしまった方は納得して下さっているのご答弁でありますけれども、何かその和解書みたいなものに明確にサインされているのか、もしそういうものが無いとすればですね、納得して頂いていると考えていると思っても思わぬトラブルになったりするのかなと思うものですから、明確に文書などで取決めをしているのか、その2点お伺いいたします。

議長(加藤彰男君)

はい、総務課長。

総務課長(伊藤太君)

まず、最初のご質問ですけれども、町としては、今回は国家賠償法に基づいて損害する

ということで、修理につきましては、本当に私現場も行ってますけれども、車が動かない状態で、もう修理しないとどうしようもないような状態ということは聞いております。それで2番目のご質問ですけれども、これで議決を頂ければ相手方と今回の賠償の額、あと、その後は異議申し立てをしないといういわゆる示談書、和解書を作成して双方確認する予定であります。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいですか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい。ご答弁いただきました。この議案をもとに和解書を作ってそれで和解が成立するという事だと理解しました。1つ目のお尋ねですね、見積りをもとに計算してですね、国家賠償法に基づいて支払いをするというご答弁であります。見積りとですね、領収書と両方必要なかどうかなのかということ、一般的な町の賠償のルールとしてお伺いしたいと思うんです。見積書を基に支払うということであれば、実際に修理をしたらもっとお金がかかったかもしれないということ、素人考えでは思うんですけれども、町としては見積り以外は確認していないという事でよろしいのでしょうか。見積りをもとに支払いが出来るという事だと理解してよろしいのでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、まず修理に係る見積りを取っていただきます。その見積りと状況、車両の状況の写真を町が加入している保険会社の方に送ります。そこで保険会社が、今回のこの損害に対して修理費用が妥当かどうかの査定を保険会社の方で行います。保険会社の方でこれが妥当ですよとなりましたら修理をしていただきます。損害を与えてしまった当事者に対しては、実務的なお話しなんですけれども、修理代を立て替えて頂く必要は無く、これで議決を受けて示談書を交わせば、保険会社から修理会社の方に金額が支払われることになります。そういった保険上の手続きの流れですので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2点お伺いしたいですけれど、この相手方はですね、なぜ市場集会所に入ってきたのか。

集会所に来ることが目的だったかのかどうか1点と、今の答弁で聞いたことで再確認なんですけど、この入ってきた車がグレーチングが跳ね上がったことによって損傷を負って車が動かない状態になってしまったという認識でよろしいでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、なぜ集会所の駐車場に入ってきたかというご質問ですけれども、ちょうどこの時期、市場区の方の行事の準備の時期でありまして、集会所に來訪される方は少なからずございました。損害の状態が大きくて、車が本当に動かされる状態ではない。直後に役場の方にも地元の区長の方にも損害を受けた相手方から連絡がございました。現場の状況等確認して、ここで損害を与えたことに間違いないと判断をいたしております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

区の行事で車が入ってくることが多かったってということだったんですけれども、と言う事は、この相手方がその理由で入ってきたかは分からないということでもよろしいでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

直接本人とお話したわけではないですけれども、集会所の駐車場ご存知かと思えますけれども、ごみを出される方も車で入って来るともありますし、かなり利用は頻繁にあるかと思えますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することにご異議ございませんか。



と解釈していいものかというというのは、ちょっと質問出したんですけれども、若干違うところがあるかなと思って聞いてはおるんですけど、この点について賠償の流れや保険適用の詳細についてご説明を頂ければありがたいと。

議長（加藤彰男君）

はい。生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

はい。細かい説明につきましては、先ほど総務課長があったとおりで、大まかな流れとしましては、保険会社に事故の報告をした後、修理費用の見積りを徴収した後に修理して頂くよう依頼をし、修理完了後に賠償金を支払うというのが大まかな流れになります。今回に関しては、修理をして頂くよう依頼したところ、自身の保険を使用したことによって損害の相手方と賠償の相手方が分かれたということです。

議長（加藤彰男君）

はい。岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございます。分かりました。とにかくこの が自身の保険を使ったからこういう形になったという理解で、先ほどのことも聞いてみてよく分かりました。以上です。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。その後伊藤議員で。

先に櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はい。議案第 53 号損害賠償の額の決定及び和解について、安全管理についてちょっとお聞きしたいんですが、この草刈り業務、草刈りの時というのは、昨年度もこういった事故があったと思うんです。やはりこの簡単なようで結構事故があるという事で、今回もこの草刈り機から跳ねた小石がその車両に当たってという事なんです。54 号もしかりとは思いますが、どのように、当たらないように、毎回毎回これ最近多いと感じておるんですが、安全対策だとか、例えば防護ネットを使うなど若しくはこの草刈りチップソーとナイロンコードのタイプ 2 種類ぐらいあると思うんですが、例えばチップソーに切り替えるだとかそういう安全管理だとかはしていたのかどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

今回の草刈り作業におきましては、車両と作業場所の距離が10メートル程度離れていたこととか、ナイロンコードではなく金属の刃を使用して回転数を落として作業をしていたことで発生したもので、特に今回はその飛散防止ネット等は使用はしておりませんでした。

議長(加藤彰男君)

櫻井議員。

4番(櫻井孝憲君)

はい。分かりました。ただ、そのこれから飛び石もそれで起こるということですので、防護ネットを使うなど、やはり最善の注意を払ってほしいなというのがありますし、単純に今回はこの車、車両でということですが、これから人に、最悪人に当たったりだとか大変なことになる可能性もありますし、さらに安全管理でってちょっとつながることなんですが、今やっぱり高温になってきて、そういう環境下の中での熱中症だとか蜂刺されだとかで今度やる人のそういった安全管理ですね、そういったものもやっぱり今後考えていってほしいなと思います。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、伊藤議員。

5番(伊藤真千子君)

ひとつだけ確認なんですけど、事故発生が6月2日であって、どうして6月定例議会最終日が19日だったので、そこでどうしてかけれなかったのか、補正をかけなかったのかなとちょっと疑問に思います。

議長(加藤彰男君)

生活環境課長。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

発生日が6月2日ということで、議会の最終日というお話かと思いますが、いろいろ見積りを徴取したりする期間もございますし、結構時間が掛かるものですので、今回の6月の定例会の最終日にはちょっと間に合わなかったという認識であります。それとあと、ご本人との交渉もかなり長引いておりますし、そういった面もありまして、最終日には上程は無理だったかと思えます。

議長(加藤彰男君)

よろしいですか。他にございませんか。

浅尾議員。

### 3番(浅尾もと子君)

はい、お尋ねいたします。今回の損害賠償の額の決定及び和解についてという議案第53号であります。内容は6月2日町営住宅の草刈り中に草刈り機から跳ねた小石が近隣に駐車していた相手方車両の前方部に当たり前方のガラス及びボンネットを破損したというもので、損害賠償の額を18万8,435円とするという内容であります。些か重複になるかと思われませんが、以下5点についてお尋ねいたします。事故の原因を伺います。またどうすれば事故を防げたか伺います。2点目、昨年10月13日、町職員が役場職員駐車場の草刈り中に跳ねた小石で止めてあった車両の助手席側窓ガラスを破損し、損害賠償額は24万6,609円でありました。町は11月22日の議会臨時会で飛散防止ネットを使用していなかったとして、今後ネットを購入し活用する旨を答弁していたと記憶しております。今回の事故の時点で飛散防止ネットは使用されたのか伺います。3点目、草刈りに当たった人員体制を伺います。職員何名、委託事業者何名など具体的にお答えください。事故を防ぐ上でその体制は十分な体制だったのか伺います。また事故を起こしたのが職員であるのか事業者であるのか配られている議案書には明記されていないので、その点もお伺いいたします。4点目、損害の相手方と賠償の相手方が異なる理由を伺います。併せて議案書に書かれている7の和解条項(2)にある相手方、つまり和解条項(7)の2というのは町及び相手方は本件に関し和解条項に定めるものの他、何ら債権債務の関係が存在しないことを相互に確認するとともに、今後本件事件に関する異議請求の申し立てをしないものとするという文言にある相手方とは損害の相手方、賠償の相手方どちらを指すのか伺いいたします。最後の5点目は費用の内訳を伺うというものです。以上です。

### 議長(加藤彰男君)

生活環境課長。

### 生活環境課長(伊藤仁寿君)

まず1点目ですが、事故の原因につきましては、草刈り作業中に小石を跳ねたことによるものになります。作業の、どうしたら防げたかということですが、作業をする前に車を別の場所に駐車して頂くように促しておけば良かったと感じております。飛散防止ネットを使用していたかどうかですが、先ほどの回答と被るところではございますが、今回草刈り作業においては、車両と作業場所との距離が10メートル程度あったこととか、ナイロンコードではなく金属の刃を使用し回転数を落として作業をしていたことにより使用はしていませんでした。3点目の草刈りに当たった人数ですが、会計年度任用職員2名による作業で、それぞれが敷地内の違う場所で作業をしていたことによるものであるため、体制としては十分ではなかったと考えております。損害賠償の相手方が違う理由につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、今回に関しては修理をしていただくよう

依頼をした後にご自身の保険を使用したことによって、それぞれ違う相手方が出来たということ。相手方とはどちらを指すかというのは両者を指します。費用の内訳につきましては、車両の修理費用相当額になります。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁いただきました。対策としてですね、まず1点目ご答弁いただきましたのは、車を別の場所に移動してもらえば防げたということでありましたので、今後そのようにそこに車を止めてある方、あるいは当日止めてあろうという方にはですね、予告するという事が大事なのかというふうに思いますが、今後町営住宅などでの草刈りにあたっては草刈りの日付を事前に連絡するなど、具体的な対策につながるのかということをお伺いしたいと思います。それから2点目でありますけれども、車との距離があった、またナイロンではなく金属製の道具を使っていたということでネットは使わなかったということでもありますけれども、それによって実際に損害が発生してしまっているという現状を踏まえればですね、やはり草刈りの作業をする上では複数人体制ですね、3つ目のご答弁では2人の職員の方々が別々の場所で作業をしていたという事ですので、複数体制でやはりネットを使用して行うという事を徹底していただきたいというふうに思います。認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

大変申し訳ないなと思っております。浅尾議員がおっしゃるように、前回もこのような状況で駐車した車にですね、破損させたという事で、その時もこういった答弁をさせて頂いたと思います。その後こういった事故が続けて発生したという状況で、私も嚴重注意をさせて頂きましたし、当然複数でやることによって作業量が落ちるという状況はありますが、やはりおっしゃる通りだと思っておりますので、職員には嚴重注意をさせて頂き、また課長会でもこの状況はみんなで共有するという事が大切でそういう指示をさせて頂きましたので、今後しっかり気を付けてですね、こういった事故が起こらないようにしっかり、また私どももみんな職員一丸となって対策をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい。浅尾議員

3 番(浅尾もと子君)

はい。しっかり対策をしてくださるといのご答弁でしたので。はい。最後まで1点お尋ねいたします。今回ご答弁、先ほど答弁していただきました4点目の項目では、損害の相手方と賠償の相手方とですね、この条件で和解をするという事でありましたので、これから賠償の相手方、保険会社ですよね。だけでなく損害を被った相手方に対してもですね、この条件で和解を求めていくということになるのかなと理解しました。お金を払って終わりという事になるのではなくですね、この実際に損害を与えてしまった方に対しても町の損害賠償のルールや手続きですとか、賠償の経過を改めてご説明いただきたいというふうに思います。私、たまたまこの損害の相手方からですね、お話を伺っておりまして、対応が遅いというようなことで様々町の対応に対して不信感を持っておられたものですから、是非丁寧に改めてご説明いただきたいと思いますが、認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長(村上孝治君)

浅尾議員は直接関わられたということで本人からお話を聞いておられているかと思いますが、ここにありますように相手方が、損害の相手方と賠償の相手方が違うという事は、それなりの理由があってこういう状況になっております。本来であれば賠償と、その前にありますように損害賠償の相手方が一緒という状況だというふうに私どもも認識しておりますが、本人がそういう状況の中で個人の保険を使ったという状況は今説明したとおりでありますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

反対討論ですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第53号損害賠償の額の決定及び和解についてに反対の立場で討論いたします。今回の議案は町営住宅の草刈り中に町職員が草刈り機から跳ねた小石によって近隣に駐車してあった車両を傷つけてしまったというものであります。私はですね、今回町から、町長からご答弁いただきましたけれども、私が損害を与えた相手方に対しても丁寧に説明してほしいということを申し上げましたけれども、それに対する答弁としてですね、直接的に答弁して頂けませんでした。ということでありますの

で、町としては、この損害賠償を支払って終わりという立場になっているものと理解いたしました。保険会社への賠償と説明で終るのではなくて、被害にあった車両の所有者に対しても改めて丁寧に説明し、対応に問題はなかったか検証してですね、何か問題が有ったのであれば謝罪していただきたいと考えるものであります。問題の発端は町側が所有者の財産を傷ついたということにありますので、当人が保険を使ったか使わなかったということは問題にはならないと考えます。昨年10月にも草刈り中の飛び石による事故は起きており、町は11月の臨時会で再発防止策を示しながら、今回その飛散防止ネット使用していませんでしたということも分かりました。町長からは再発防止を徹底するというご答弁を頂いておりますけれども、それだけでなく損害を与えた方に町として誠意を尽くして理解と納得を大切にしていきたいという事を求めまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい。反対の討論ありました。賛成の討論ありますか。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

議案第53号損害賠償の額の決定及び和解についてに賛成の立場で討論をいたします。本件は、被害者の車両を保険会社を通して修繕費を立て替えたという、ある種特別な事例でもあると。しかし、町の保険会社に対して賠償支払うことで和解が成立することには問題ない。また、提示された賠償金額についても妥当であると判断を私はいたしますので、本議案に対して賛成といたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席してください。

起立5名です。賛成者の起立多数です。

よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第54号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、議案第54号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

議案第 54 号、損害賠償の額の決定及び和解について。提案理由、この案を提出するのは損害賠償の額を定め及び和解するため議会の議決が必要であるからである。東栄小学校教職員駐車場の清掃活動中における発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。事故発生日は、令和 7 年 6 月 25 日。事故発生場所は、記載の通りです。事故の内容につきましては、東栄小学校教職員駐車場において、当該場所の南側に面する場所で職員が草刈り作業を行っていたところ、草刈り機から跳ねた小石が当該場所に駐車していた相手方車両の後方部に当たりリアガラスを破損した。損害賠償の相手方は記載の通りです。損害賠償の額、56 万 721 円。和解条項 1、町は賠償の相手方に対し 56 万 721 円を支払う。2、町及び相手方は本件に関し和解条項に定めるもののほか何ら債権債務の関係が存在しないことを相互に確認するとともに、今後本件事故に関する異議、請求の申し立てをしないものとする。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

議案第 54 号について、金額が 56 万とちょっと高い気がしますので、そのリアガラスが熱線やアンテナが内蔵されていることが多く特殊加工が必要だったり、車両によってバックカメラやいろんなものがついているということで高いのは分かっていますが、56 万 721 円の内訳をお願いしたいなと思います。それに併せて、あと公務員法の 1 条に併せて他社からの見積りも必要、取ってもいいよという事が記載されていますので、他社の見積りを取ったのかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい。教育課長。

教育課長（青山章君）

まず高額となった理由につきましては、リアガラスがほぼ全面割れたことによる部品の交換と、ガラスの交換以外にも塗装修理も必要となり、修理に 1 ヶ月を要しました。また、レンタカー使用期間も 30 日間となったことも高額となった理由になります。内訳につきましては、修理代につきましては部品代、塗装代を含む工賃併せて修理代合計 29 万 301 円です。レンタカー代につきましては、レンタカーの車種は軽自動車で 1 日 6,050 円掛ける 30 日間で 18 万 1,500 円です。あとレッカー代につきましても、現場から修理店までの金額で 8 万 8,920 円です。合計で 56 万 721 円となりました。見積りの徴取につきましては、他の 1 ヶ所の見積り徴取となっております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

見積りに関してはここだけの見積りという、この会社だけの見積りということでもいいですか。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長(青山章君)

そうです。1ヶ所の見積りとなっております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

ここだけの見積りということは、向こうが出しているディーラーさんの見積りだけをもらって判断したという、他に取ろうという確認はなかったんですね。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい、1ヶ所だけ見積りを取って、先ほどのご説明したように、町で査定するのではなくて町が加入している保険会社の方が査定することになりますので、保険会社の方でこれは妥当ではないという判断されれば、またこちらの方で別の会社に取り直すこともあるかと思えますけれども、今回はこの見積額で妥当という判断をされましたので、この1ヶ所の見積りだけとなっております。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。もう3回。他の議員どうですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、お伺いいたします。6月25日に東栄小学校教職員駐車場の草刈り作業中に跳ねた

小石が止めてあった車両の前方のガラス、失礼、リアガラスを破損したというものです。賠償額が56万721円ということであります。お伺いいたします。まず1点目、事故の原因をお伺いします。また、どうすれば事故を防げたかお伺いいたします。2点目、草刈りにあつた人員体制をお伺いいたします。事故を防ぐ上で十分な体制だったのかお伺いいたします。3点目、昨年10月13日そして今年6月3日の同様の草刈り中の飛び石による事故を経てですね、それら事故の状況は庁内でどのように共有されたのかお伺いします。4点目の損害賠償の額の内訳ということをお願いしていましたが、先ほどご答弁頂いていましたのでこの件はご答弁結構でございます。以上です。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

1番の質問につきましては、事故の原因としましては飛散ネットを使用せず1名で草刈りを実施したことになると思います。自動車との距離を15mほど取っていたのですが、大丈夫だろうという過信がありました。付近の自動車の移動や飛散ネットを使用した2名体制での草刈りを実施しておれば防げた事故だったかと考えます。2番の人員につきましては、草刈りの人員は教育課所属の会計年度任用職員1名でした。実際に事故が起こったことから、十分な体制ではなかったかと反省しております。3番につきましては、先ほど総務課長からもありました通り、課長会や課内ミーティングで過去の事故の状況は共有しておりました。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本案を原案通り決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第54号は原案の通り可決されました。

## ----- 議案第55号 -----

議長（加藤彰男君）

このまま議事を続けます。

次に日程第6、議案第55号「令和7年度東栄町一般会計補正予算（第5号）について」

を議題といたします。提出者の説明を求めます  
副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算の説明の方をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第55号、令和7年度東栄町一般会計補正予算（第5号）について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ231万4千円を増額し、予算総額を41億2,160万1千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。2款1項4目財産管理費14節役場庁舎シャワー室改修工事は、宿日直等用に設置しているシャワー設備について、現在使用が出来ない状態であるため、給水施設及び温水器を設置するものです。17節公用車購入費は、地番図データの整備によりタブレット端末を使用した固定資産税に係る現地調査の環境が整ったことにより全地目調査が可能になり、効率的かつ正確な賦課事業も実施するため専用車を購入するものであります。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の財源は18款1項2目財政調整基金繰入金を充てるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。補正予算説明書の7ページ、2款1項4目の役場庁舎シャワー室改修工事113万3千円についてお伺いいたします。このシャワー室、どのようなシャワー室の改修が行われるのかということ、概要をお伺いしたいということと、2点目は役場にですね、シャワー室を置かなければいけないというような設置義務があるのか、設置の根拠はあるのかということをお伺いしたいと思います。それから同じページにあります、同じ項目のですね、公用車購入費118万1千円についてもその概要をお伺いいたします。どのような車両を購入するのかという点でご答弁頂ければと思います。2点目、令和5年度の一般会計決算によりますと、町は普通自動車5台、小型自動車4台、軽自動車10台を保有しております。職員数が年々大幅に減少していくもとので公用車の台数を減らすということは考えはないのかお伺いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず役場の庁舎のシャワー室の改修工事の概要ということですが、電気温水器の設置、あと照明器具の取付、あと給水管ですね、水道管の接続。こちらが主な工事となっております。2番目ですが、シャワー室の設置義務、設置の根拠はあるかという事ですが、設置の義務といえば義務はないかと思えます。次に公用車の購入に関してですが、概要ですが、これは軽自動車ということになります。箱バンではなくて4ドアの、本当普通の乗用車タイプの物を予定しております。あと職員が大幅に減少するので公用車の台数を減らす考えはないかということですが、職員数が減ってはおりますが、出張や現場等へ出る機会は減ってはおりませんので、なかなか公用車の台数を減らすということは現実的ではないかと思えます。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい。ご答弁いただいた点について再質問させていただきます。今までですね、シャワー室の設置義務がないという事でありましたけれども、職員の皆さんが先ほど来議論しているようにですね、草刈りといった大変汗をかくような業務に従事されているという中で、シャワー室を備えておくということは大変重要なことだと考えます。今現在使用出来ないということなんですけれども、いつから使用出来ないのか、大体で結構ですから伺い出来たらと思います。またこの予算が通ってですね、いつ頃から使用再開できるものか教えていただきたいと思えます。それから公用車の購入についてですね、軽自動車を購入するのだということでありました。昨近大変物価が上がっておりますので、軽自動車であっても新車を購入するのは200万円近いというような車もありますから、新車だとすれば体感としては安いのかなと思えますが、どのような特徴を持っている車なのか、新車なのかそうでないのか、リースなのかというような事もですね、お伺い出来たらと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず最初のご質問ですが、いつから使用出来なくなったかというご質問ですが、ちょっと定かではないですが、20年ほどは経過しておると思えます。いつから使えるかというご質問ですが、これで予算をお認め頂ければすぐに発注しますので、工期につきましては約30日となっておりますが、工事完了し次第、使用出来る見込みとなっております。あと公用車に関してですが、こちらは新車を購入するということです。あと、なぜ価格が安いかという事ですが、町内ですね、東栄町内に出ることが主でありますので、ナビとかそういったETCですとか、そういった付属品はなるべく付けない

ようにしておりますので、価格の方は安くなっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、伊藤議員、いいですか。

5番（伊藤真千子君）

7ページのシャワー室については、近隣市町村確認したら、全てのところがもう設置して動いているということでもありますので、シャワー室については早急に設置していただきたいと思います。あと公用車購入について、診療所の前においでん家の車が数台設置してあって、見ると停まっているときも多いような気がしますので、それが使用出来ないのかなと思っているんですけど、聞いてみるとおいでん家と配食サービスに使用するということではありますが、週の間空いているおいでん家の車というのはありませんか。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

申し訳ないですが、この車は税の、前回お話をしました固定資産税に係る土地の現況調査を始めました。職員今1名採用させて頂いております。この状況が、調査スケジュールが7年度から令和11年度まで、長期に渡る状況であります。その状況の中で専任として使いたいという状況がありましたので、当初人員確保と一緒に車両もですね、補正を取らせてもらいたいと思っておりましたが、ちょっと遅くなってしまいました。さっきも言いましたように、税はほとんどが町内で動くことが多いわけでありまして、また整理で少しは外に出ることはありますが、税の方で管理していただく状況にしたいなと思っております。それからリースで、いわゆる福祉課で借りておる車両がありますが、これは決まったところとそうでないところは、福祉課の業務で使っておるところもありますので、なかなか調整が各課でできないという状況もありますので、今回はそういう状況の中で一番、一番安いと言いますか、価格の安い何も付いてない軽乗用車を買わせていただいて、税で管理していただくという状況にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それからシャワー室については、先ほど総務課長義務ではないと言いましたが、本来義務としてあるべきものだと思ってます。これは庁舎内に当然宿直業務ありますし、現業で外に出る職員もおります。それともう1つは非常配備、いわゆる災害対策本部を立った時はそういう状況は必要でありますので、ご存知のように我々の職場は非常に古い建物でありまして、苦慮しながらその設備してきました。従って今役場職員は、さっき言いましたように何十年というように言っておりましたので、私も気を付けて無かったので大変申し訳無かったと職員には謝っておりますが、本来設備を持っておりますので、こういう状況で臨時議会で補正という対応になりましたが、誠に申し訳無いと思っておりますし、職員に対してはそういう状況をやっぱり整えなきゃいけないということはどの自治体もそうであり

ますので、しっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

はい岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

私、歳入のことについて1点お伺いいたします。今回の予算はですね、財政調整基金の繰入金を財源とすることの適否についてお伺いしたいと思います。歳入予算に計上されていることは無論承知はしておりますけど、財政調整基金の執行方法と言うんですかね、は、自然災害や大幅な税収入減ですとか急な施設修繕など、予測困難な事態に備えるための資金であると勝手に認識しておるんですけど、この夏を過ぎてですね、台風シーズンに入ってくるんだと。そうすると不測の事態の備えに重視するというふうに考えております。今回の金額は少額ではあるんですけど、財政調整基金繰入金を財源とする事については、どのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

今回財政調整基金の繰入金を財源とすることについてのご質問ですけども、今年度普通交付税の算定事務が終わりまして普通交付税の交付額が確定してきましたけれども、6年度の交付税の交付額と比較しまして、7年度現時点では約1億円減っておる状態です。ですので、一般財源として現在留保している財源が無い状況となっておりますため、今回は財政調整基金を繰り入れて財源を調整しているようにしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

分かりました。では、先ほどの公用車の関係なんですけど、備品購入費による公用車の購入は計画的支出に該当する物ではないかということをお伺いいたします。今回の金額の規模は財政的には大きなものではございません。その性質上財源を財政調整基金とする必要は無く、計画的支出として取り扱うべきものではないかなということをお伺いして先ほどちょっと質問させていただいたんですけど、財政調整基金はあくまでも非常時の備えであり、公用車など備品の購入については計画的支出とし、原

則一般財源で賄うべきと考えますがこの点について認識をお伺いしたいんですけど、今先程ちょっとお話は頂いて一般財源だよということは分かりました。ちょっと質問が後先になって大変申し訳ないんですけど、少額ではあるんですけど、ちょっと分かりにくかったもんでこういうようなお話になったんですけど、一般財源やどちらにしても基金は取り崩すんですけど、もう少し他の財源から回せる方法はなかったものかなということを少し考えて頂ければありがたかったんですけど、その辺の認識をちょっと一言頂ければありがたいと。

議長（加藤彰男君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、すみません。私の方からお答えさせていただきます。先ほど総務課長からありましたように、なかなか今年度当初予算組むにあたりましてですね、財政調整基金の繰入金金を約2億円ぐらい入れて、それで全体の予算を組ませて頂いた状況の中で、ある程度ですね、その中では今年度の他の財源もですね、見込みつつ若干は多少の留保も考えるかなという形で持っておりましたが、現状ですね、6月の補正が終わり、現状、6年度の決算もだいたい固まってきた中でですね、やはり他のなかなか財源が見いだせない状況に現状となっております。大変苦しい状況でございますが、そういったことでですね、今回使わせていただきました。先ほど岡田議員の方からご指摘ありましたように、財政調整基金は自然災害とかあるいは大幅な税収減、あるいは急な施設修繕というそういう予測困難な事態に備えるための資金であると。確かにその通りの性質はあろうかと思いますが、ただ、ここですね、やはり今回も予算書の財源内訳を見ていただいたとおり特定財源ではございません。財政調整基金というのは一般財源として扱われるものでありますので、そういった訳ではございませんが、やはり財政調整基金、こういった事態になったときにですね、やはり頼みの綱といったこともありますので、一定の額をやはり持ちながらですね、さらに災害等も含めた、そういったものも備えるためにも一定の額を確保しながらこういった予算のですね、どうしても足りないとか、そういった時にこうして財源として使わせて頂くものと私どもは、そういう認識を私どもは持っております。ただ、闇雲に財政調整基金があるから何をやってもいいというわけではございませんということ、それも私たちは思っております。ただそこらへんも踏まえてですね、今度決算の時にも現在の残高等も含めてご報告させて頂くわけでございますが、やはりそういったところも見据えながら来年度の、今度8年度の当初予算も組んでいかなくはいけませんので、その中の1つの財源としてどういうふうにもう工夫していくかというところも、この基金も含めてですね、やっていく必要があるのかなと思っておりますので、そのようにご理解頂ければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい。よろしいでしょうか。

浅尾議員。あと1回です。

3番(浅尾もと子君)

はい。3度目のお尋ねでございます。1点、車両の購入についてですね、最低限の設備になっているという趣旨のご答弁でありました。金額として安く抑えられたということだと理解したんですけれども、一方で職員を守る設備は備わっているのかということでお尋ねしたいと思います。ドライブレコーダーですとか、バックビューモニターですとか必要な設備だと私は思うんですけれども、備えているのかということをお伺いしたいと思います。一たび交通事故となればですね、被害者側と加害者側との間でですね、長い争いにもなりますし、職員自身の運転の安全性を証明するというのにドライブレコーダーって必ず必要だと私自身は思っております。備わっているのかどうか、いないとすれば是非付けていただきたいと考えますが、認識をお伺いいたします。それとお認め頂けるか関連してお尋ねしたいんですけれども、ただいまですね、岡田議員の質疑の中で、町から地方交付税の確定という事でお話がありましたけれども、令和6年度と比較して約1億円減少だということご答弁いただきました。町の予算、当初予算の額よりも下回って支払われるという事になるかと理解しております。また、決算議会でもご答弁頂ければと思うんですけれども、この点ですね、どうして算定が差額が出てしまったのか、正確に算定することがどうして難しかったのかという事をお示しいただきたいと思います。東栄町にとって一番大きな財源がこの交付税でありますので、この交付税の予算をですね、正確に見積りをすることが不可欠であると思いますが、実務上どのような難しさがあったのかという事をお話いただきたいと思います。また、今後ですね、当初予算で予定しない事業、不測の事態が起きて行なわなければいけないという事は当然あるかと思いますが、そうした時に基金の取り崩しという事になっていくのか大変心配しているところです。その点お聞かせいただければと思います。

議長(加藤彰男君)

今の質問ですけれども、自動車の装備のお話と、それから2点目については岡田議員への答弁の補足説明ということでいいですか。

はい。総務課長。

総務課長(伊藤太君)

それでは私から付属品の方、車の。一応見積上は前後方のドライブレコーダー、こちらの方は付属品として上がっております。

議長(加藤彰男君)

はい。町長。

町長(村上孝治)

交付税につきましては、普通交付税、今算定が決まってまいりました。国からの状況がありますので、これにつきましては年度年度で当然算定項目違いますので、また9月議会の状況で当然予算上で落ちる分はやりますが、その時にご説明させていただきたいと思いますが、いずれにしましても一般財源が本当に苦慮しているところでありますので、地方交付税に依存しておる我々の東栄町の予算として見ればですね、交付税の状況は落ちれば当然厳しくなってくる状況です。普通交付税の状況がそういう状況でありますので、今後特別交付税はまだこれから先でありますので分かりませんが、普通交付税は決まってまいりましたので、これにつきましては次の9月議会の補正予算で当然ご説明させていただきますし、それから先ほど副町長言いましたように、決算の状況も当然お知らせしなければならないということでありますので、本日はなくその場でまたご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(加藤彰男君)

他によろしいですか。はい。

以上で質疑を打ち切ります

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより議案第55号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第55号 -----

議長(加藤彰男君)

1時間を過ぎています。このままいいですか。承認第3号に入りますがよろしいですか。はい。

次に日程第7、承認第3号「東栄町表彰審査委員会委員の専任について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

承認第3号、東栄町表彰審査委員会委員の専任について。東栄町表彰審査委員会委員に下記の者を専任したいので、東栄町表彰条例第4条の規定により議会の承認を求めます。委員につきまして氏名のみ朗読させていただきます。敬称は略させていただきます。伊藤敏夫、谷川一成、伊藤勉、村上一久、堂地勝馬、佐々木経人、長谷五子、原田邦夫、小野田博

文。理由につきましては、任期満了による。任期につきましては、令和7年9月6日から令和9年9月5日までとなっております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

表彰審査委員会は透明性や地区全体の一体感が高まる有効なものだと考えますけれど、この人たちを見ると、地区的に御殿地区と園地区が載ってないんですけど、私は全地区から出る方が可能だと思うんですけども、どのような方法で選出されたのか教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。まず伊藤敏夫さんにつきましては老人クラブの会長。谷川さんにつきましては、民生委員協議会の会長。伊藤勉さんにつきましては、社会福祉協議会の会長。村上一久さんにつきましては、区長会長。堂地勝馬さんにつきましては、教育委員から。あと佐々木さん、長谷さん、原田さん、小野田さんについては学識経験者ということで、地区に、選出されていない地区もありますけれども、こういった公平的にもものを見ていただける方を選任しておると思います。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。  
伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

こういうふうに関係する人によって決められちゃっているものはしょうがないと思うんですけど、私は個人的な意見と言っただけかな、やっぱり地区的に見れるところと見れないところがあるので、出来れば今後は地区から1人というのを希望します。終わります。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。  
はい、浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

表彰審査委員会の委員の方々を選任するという議案であります。9 人の方を今回選任するという議案ですけれども、他に任期がまだ残っておられる方他におられるのか、全体として何名と決まっているのか教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい。あのこれで9月の5日で任期が終わられるので新たに承認をお願いするわけですが、現在務めて頂いておられる委員と今回新たに承認をお願いする委員が4人おりまして、それが伊藤勉さん、村上一久さん、堂地勝馬さん、小野田博文さん、この4人が新たに委員になっていただく予定の方となっております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります

本件は人事案件でありますので、討論は省略し直ちに採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

賛成の方の起立を求めます。

はい、着席してください。

起立全員であります。

よって承認第3号は原案の通り承認されました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これをもちまして。

どういう内容ですか。

いや、基本的には先ほど議会運営委員会で上程されました、付議されました案件終わりましたので一旦終わります。はい。議事進行に関する意見ですか。

はい浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

ありがとうございます。先ほどですね、質疑の中で、議案第53号の質疑の中で賠償の相手方のお名前をですね、議員の方の中から述べられた方がおられました。議会の開会前にもですね、個人情報議案には含まれるため慎重に取り扱ってほしい旨の注意を受けてい

たところで、今回の議会の中ではですね、賠償の相手方について執行部からも発言されなかったという事実がございます。その中で、私たちの東栄町議会がですね、賠償の相手方のお名前を議事録に載せてホームページで公表するということについては、一度議論が持たれるべきではないかというふうに考えますので、休憩の動議とさせていただきたいというものです。職権で議長の取り消しをすることが妥当なのか、発言者の方から撤回されるのが妥当なのか、あるいはホームページに掲載して氏名を公表していくということが東栄町議会として妥当なのかということを協議出来ればというふうに考えております。

議長（加藤彰男君）

今浅尾議員から今臨時会の議案第 53 号についての発言がありました。これは議会運営上の取り扱いという事になりますけれども、基本的には議事録については原本については発言はそのまま載せてあるという事です。それから公開する内容についてです。公開議事録については必要な措置を取るというふうになりますので、今の内容につきましては、公開の議事録については個人名は載せないという、全体として個人名を述べていませんので議事録においての個人名は載せない、公開の部分ですね、そういう形になるかというふうには。これは基本的な議会運営としてそういうふうな取り扱いになるかと思いますが、これについて異議があるようでしたら休憩をして議運というふうになりますけれども、基本的な取り扱いでよろしいければその内容としたいと思います。ですから浅尾議員から言われた個人名が広く公開されることはないという措置になりますけれども、今の件でよろしいですか。

いいですか。いいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい。私はですね、発言を取り消しをするということが重要だと考えております。副本であればよいのかということではなくてですね、議員それぞれが気を付けていかなければいけないことだと考えますので提案したところです。皆さんで審議出来ればというふうに考えております。

議長（加藤彰男君）

今のところで重ねてですけれども、原本については修正が利かないということです。公開するものについては、議会運営上で必要な措置が取られるというふうになりますので、まず 1 点、そこはご理解いただきたいと思います。それで今については、他の議員についての発言についてどう取り扱うかというふうになりますので、本人の意思のもとでこの臨時会の会期はこの 1 日です。ですから、ここで確認するというふうにしたいと思います。具体的には浅尾議員はどの議員についてということでしょうか。

いいですか。浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい。私がですね、ここで聞いていた時に岡田議員から名字の発言があったというふう  
に記録しておるんですけれども、ご確認いただければと思います。私の認識に誤りがある  
といけませんので。

議長(加藤彰男君)

はい。今の内容は具体的にありましたので、これについては先ほど言った議会運営上の  
基本に沿って行うというふうな事です。ですから発言の取り消しがあるかどうかについて  
は本人に確認をしてという事です。これであればあれですけれども、なくてもですね、公  
表されないと、個人名は公表されないという事になります。岡田議員どうですか。今の発  
言について。議事運営上ということで発言。

1 番(岡田浩二君)

すみません。私の質疑にあたって個人の名前を出したのはちょっと軽率であったのかな  
と思いますので、その部分については撤回させて頂くということによりよろしくお願いいたし  
ます。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい。では個人情報については議案配布の段階の確認も含めてですし、議事におけると  
ころの個人情報という問題はどうかというところ改めて整理をして議運で確認したい  
というふうに思います。今回の本臨時会につきましては、今発言者からの申し出がありま  
したので、これは議事録から削除。原本は変わりませんので公開議事録においても当然削  
除されるというふうにしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

はい、以上の内容を含めまして、これをもちまして令和7年第3回東栄町議会臨時会を  
閉会いたします。